

「電気需給約款」の一部変更について

「まちエネ」のホームページをご利用いただき誠にありがとうございます。

下記のとおり「電気需給約款（2016年5月19日実施）」の一部を変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

詳しくは、下記ページ（下部）添付の電気需給約款をご覧ください。

<http://www.machi-ene.jp/plan/>

記

変更箇所	変更前	変更後
第13条 日割計算	(6) 以下のいずれかに該当する場合、第(1)号および第(3)号にいう計量期間の日数は、以下のとおりとします。 (a) 電気の供給を開始した場合 供給開始日の属する月の暦日数とします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超えた場合は、日割計算対象日数とします。 (b) 本契約が終了した場合 終了日の直前の計量日が属する月の暦日数とします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超えた場合は、日割計算対象日数とします。	左記(6)項を削除
第21条 お客様の協力 7. 調査および調査に対するお客様の協力等	(1)お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、 <u>一般送配電事業者、または一般送配電事業者が第1項および前項の業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関</u> (以下「登録調査機関」といいます。)が、法令で定めるところにより、調査します。	(1)お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、 <u>一般送配電事業者、または一般送配電事業者の業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関</u> (以下「登録調査機関」といいます。)が、法令で定めるところにより、調査します。

以上

2016年5月17日

MC リテールエナジー株式会社